

# 東関東吹奏楽連盟規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名 称)

本連盟は、東関東吹奏楽連盟と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本連盟は、事務所を朝日新聞東京本社内（東京都中央区）におく。

### 第 3 条 (組 織)

本連盟は、栃木県、茨城県、千葉県および神奈川県の吹奏楽連盟をもって組織する。

## 第 2 章 目 的 および 事 業

### 第 4 条 (目 的)

本連盟は、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、もってわが国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第 5 条 (事 業)

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバル、アンサンブルコンテストの開催
- (2) 講習会、研究会等の開催
- (3) 組織内各県吹奏楽の普及事業の助成
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 役 員 および 事務局職員

### 第 6 条 (役 員)

本連盟に、次の役員をおく。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 理事長 (東関東支部理事長) | 1 名       |
| (2) 副理事長           | 3 名乃至 4 名 |
| (3) 理 事            | 1 2 名     |
| (4) 監 事            | 3 名       |

### 第 7 条 (役員の選任)

理事および監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の中から互選する。
- 3 副理事長は、各県吹奏楽連盟の理事長（一般社団法人全日本吹奏楽連盟正会員）とする。
- 4 常任理事は、理事長および副理事長とする。
- 5 理事は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟正会員を含めて、各県から推薦された3名、総数12名とする。
- 6 監事は、理事会が選出する。

## 第8条（役員の職務）

役員の職務は、次の通りとする。

- （1）理事長は、本連盟を代表し、連盟の業務を掌理する。
- （2）副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代理する。
- （3）常任理事は、理事会の議による業務を遂行する。
- （4）理事は、理事会を組織し、連盟の運営を審議する。
- （5）監事は、事業の運営ならびに会計を監査する。

## 第9条（役員の任期）

役員の任期は、次の通りとする。

- （1）理事長の任期は、2年とし原則として3期以内の再任を妨げない。
- （2）役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- （3）任期中に、理事長が何らかの理由により、その任を遂行できなくなった場合には、副理事長の中から代行者を互選し、理事長の職務を代行する。ただし、代行者の任期は前任理事長の任期満了と同時に終わるものとする。
- （4）理事にあつては、該当の県より欠員を補充する。補欠又は、増員により選出された役員の任期は、前任者又は他の役員が通常に選出された残余期間とする。
- （5）役員の任期満了であっても後任者が選出されない場合は、その後任者が選出されるまでその職務を行う。

## 第10条（事務局）

本連盟に、事務局を設置し、事務局長・事務局次長および主事は、理事長が任命し、主事は有給とすることができる。

# 第4章 名誉会長・顧問 および 参与

## 第11条（名誉会長）

本連盟に名誉会長をおくことができる。名誉会長は、総会の決議により推戴する。

## 第12条（顧問 および 参与）

本連盟に、顧問および参与をおくことができる。

- (1) 顧問および参与は、理事会においてこれを選出し、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問および参与は、理事会又は、理事長に対し補助、助言を行う。
- (3) 顧問および参与は、理事長が必要とした場合は理事会への出席を認める。

## **第 5 章 会 議**

### **第 13 条（会議の種類）**

本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会および事務局長（各県吹奏楽連盟事務局長）会とする。

### **第 14 条（総会の招集）**

総会は定時総会と臨時総会とし、各県代議員および理事をもって組織し、理事長が招集する。

定時総会は毎年 1 回、年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。臨時総会は必要と認めたときに随時開催する。

- 2 代議員は、各県吹奏楽連盟に加入している団体数 100 団体に対して 1 名の割合で各吹奏楽連盟より選出する。なお、端数が生じた場合は、切り上げる。
- 3 理事は、代議員を兼ねない。
- 4 総会の議長は、代議員の互選により選出する。

### **第 15 条（理事会の招集）**

理事会は、理事をもって組織し、随時理事長が招集する。理事会の議長は、理事長とする。

### **第 16 条（常任理事会の招集）**

常任理事会は、理事長、副理事長をもって組織し、随時理事長が招集する。

### **第 17 条（事務局長会の招集）**

事務局長会は、各県吹奏楽連盟の事務局長の職にあるものをもって組織し、理事長が招集する。

### **第 18 条（会議の定足数）**

会議の定足数および議決の方法は、次の通りとする。

- (1) 総会、理事会および常任理事会は、その構成員の半数以上の出席者をもって成立するただし、委任状によって予め意志を表示した者は、出席者とみなす。
- (2) 会議の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長が決する。

### **第 19 条（総会の決議事項）**

総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事業報告および計画
- (2) 予算および決算

- (3) 理事、監事の選任
- (4) 名誉会長の推戴
- (5) 規約の変更
- (6) その他特に必要な事項

## **第20条（理事会の決議事項）**

理事会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事業遂行に関する事
- (2) 会計運用に関する事
- (3) 理事長の選任
- (4) 学識理事、監事、名誉会長、顧問および参与等の推薦に関する事
- (5) 規約の詳細および細則に関する事
- (6) 各種事業の実施要項に関する事
- (7) 文化団体との連絡に関する事
- (8) その他特に必要な事項

## **第21条（常任理事会の決議事項）**

常任理事会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画および運営について
- (2) 会計の執行上の問題点について
- (3) その他特に必要な事項

## **第22条（事務局長会の決議事項）**

事務局長会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1) 事務処理に関する事
- (2) 常任理事会および理事会により付託された事項
- (3) その他特に必要な事項

# **第6章 県吹奏楽連盟**

## **第23条（県吹奏楽連盟）**

本連盟に加入する各県吹奏楽連盟は、毎年1回それぞれ総会を開き、その決定に基づく次の書類を5月末日までに、本連盟に提出しなければならない。

- (1) 加盟団体一覧および事務所所在地
- (2) 役員組織一覧表
- (3) 事業計画および予算
- (4) 前年度事業および会計報告

## 第24条（除名）

各県吹奏楽連盟が、本連盟の趣旨に反した場合、又は、その存置が不必要と認めた場合は、理事会の議決により、全日本吹奏楽連盟の承認を得てこれを除名することができる。

# 第7章 会計

## 第25条（会費）

各県吹奏楽連盟は、毎年8月末日までに、その年度の会費として本連盟の指定する会費1団体1,700円に加盟団体数を乗じた額を納入する。

会費未納の県吹奏楽連盟は、本連盟の主催による諸行事に参加することはできない。

## 第26条（経費の支弁）

本連盟の経費は、会費、奨励金、寄付金、事業収入およびその他の収入をもってこれを支弁する。

2 詳細は、別途会計細則による。

## 第27条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第28条（事業報告及び決算）

本連盟の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。また、規約、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第29条（専決事項）

新たに会員において負担義務を生じない場合の予算の追加および補正については、理事会に諮り、理事長がこれを専決処分することができるものとする。ただし、次回総会にこれを報告しなければならない。

## 第 8 章 付 則

### 第 3 0 条 (細則)

本規約の施行に必要な細則は、別に定め、理事会の承認を得るものとする。

### 第 3 1 条 (規約の変更)

本規約の変更は、総会の過半数の賛同を必要とする。

### 第 3 2 条

- (1) この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この規約は、平成 1 7 年 5 月 8 日から改定・施行する。
- (3) この規約は、平成 2 1 年 5 月 2 日から改定・施行する。
- (4) この規約は、平成 2 5 年 5 月 3 日から改定・施行する。
- (5) この規約は、平成 2 7 年 5 月 2 日から改定・施行する。
- (6) この規約は、平成 2 8 年 5 月 3 日から改定・施行する。
- (7) この規約は、令和 元年 5 月 3 日から改定・施行する。
- (8) この規約は、令和 6 年 5 月 3 日から改定・施行する。
- (9) この規約は、令和 7 年 5 月 3 日から改定・施行する。